2024 年度

安 全 報 告 書

２０２５年　６月

沖縄都市モノレール株式会社

ゆいレール

２０２４年度　安全報告書

１．ゆいレールをご利用の皆さまへ　P.1

２．安全に関する基本的な方針　P.2

３．安 全 管 理 体 制　P.4

４．事 故 等 の 発 生 状 況　P.7

５．安全の確保に向けた取り組み　P.9

６．ゆいレールからのお願い　P.27

７．お問い合わせ先　P.31

１．ゆいレールをご利用の皆さまへ

平素より、ゆいレールをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

弊社は 2003 年 8 月 10 日の開業から 21 年間、運転事故ゼロを継続し、沖縄県民や観光のお客様の足となるべく「安全・安心・快適」をモットーに様々な業務を展開してまいりました。その結果、2024 年度の乗客数は、前年度比 11%増の 2222 万 7865 人で過去最多を更新し、開業以来初めて年度の乗客数が 2 千万人を超えるお客様にご利用いただくまでに至っております。これもひとえに、ご利用いただいているお客様、県民の皆様並びに関係各所のご支援とご協力の賜物であり、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では『安全方針』並びに『安全重点施策』に基づいて、ゆいレールの安全・安心の徹底に努めておりますが、2024 年度は特に次のような施策を実施いたしました。

安全性向上に向けたソフト面での取り組みでは、安全を最優先して行動することを前提に、①消防や関係機関と連携した浦西トンネル内での火災を想定した異常時総合訓練、②大規模災害を想定したお客様の避難誘導訓練、③警察と列車内でのテロ行為（立てこもり）を想定した緊急事対処合同訓練、④安全管理体制確立のため、安全講話（外部講師招聘）実施等を通して技能と知識の向上に努めました。

一方、ハード面では軌道設備や車両保安装置の更新等の予防保全を継続して行いました。3 両化導入加速化事業では、2023 年度は 2 編成の 3 両化車両を供用開始し、2024 年度は更に 2 編成の 3 両化車両を導入し、4 編成となりました。現計画では 9 編成の 3 両化車両が導入される予定となっております。

弊社の経営理念である「人と街を結び、人と人を結び、人に優しい県内唯一の軌道系公共交通としての使命を果たす」ことを念頭に、開業以来継続している無事故・安全運行を第一に、沖縄県になくてはならない公共交通機関としての役割を果たすべく、全従業員一丸となり安全輸送の確保、快適な輸送サービスの提供に努めてまいります。

本報告書は、弊社の「安全輸送の確保」に関する方針及び 2024 年度の取り組みについて取りまとめたものです。皆様にご高覧いただき、弊社の安全への取り組みについて率直なご意見ご感想をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

2025 年 5 月
沖縄都市モノレール株式会社
代表取締役社長　渡慶次　道俊

２．安全に関する基本的な方針

（１）安全方針

弊社では、安全をすべての基本とする企業風土を確立するため、安全の確保を最優先と明確に定めた『安全方針』を制定し、全従業員に安全意識の徹底を図っています。お客さまの安全・安心を何より大切にし、災害に強く事故のない「ゆいレール」を目指して、従業員一丸となり輸送の安全確保に取り組んでおります。

また、「人と街を結び、人と人を結び、人に優しい県内唯一の軌道系公共交通としての使命を果たす」ことを経営理念とし、その実現に向け『行動指針』を全従業員に周知・徹底し、価値観の共有を図っております。

安　全　方　針

１．私たちは、安全確保を最優先に行動します

２．私たちは、法令・規則を遵守します

３．私たちは、常に問題意識を共有し改善に努めます

行　動　指　針

１．安全で快適な
モノレールであるために行動します

２．人にやさしく、環境にもやさしい
モノレールであるために行動します

３．社会と共生する
モノレールであるために行動します

（２）安全重点施策

安全重点目標「運転事故ゼロを目指す」に基づき、安全・安定輸送の確保及び向上を図り、『安全重点施策』を定めています。

2024 年度は、以下を施策の柱として、その達成に向けて従業員一丸となり、輸送の安全確保に取り組みました。

私たちは、安全確保を最優先に行動します

○ 安全輸送基盤の整備

○ リスク管理の充実・強化による事故の未然防止

私たちは、法令・規則を遵守します

○ 規程の遵守及び基本動作・基本作業の徹底

○ 協力事業者に対する安全教育・研修等の継続実施

私たちは、常に問題意識を共有し改善に努めます

○ 会社幹部と現場及び部門間における情報共有の強化

○ 安全管理体制における PDCA サイクルの強化

3．安全管理体制

（1）安全管理体制

『安全管理規程』に基づき、代表取締役社長を最高責任者とする安全管理体制を確立しています。

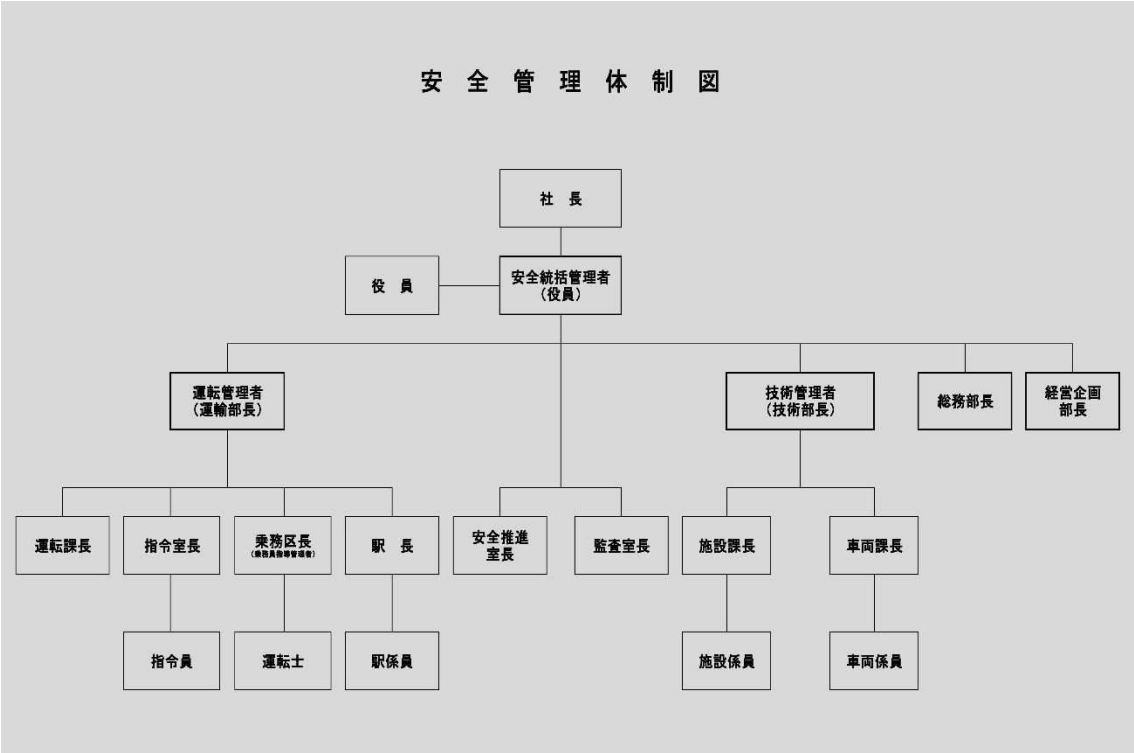

各責任者の責務を明確化し、それぞれが安全確保の取り組みを進めています。

各管理者	役　　割
代表取締役社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する
運転管理者（運輸部長）	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する
技術管理者（技術部長）	安全統括管理者の指揮の下、軌道施設及び車両に関する事項を統括する
乗務員指導管理者（乗務区長）	運転管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する
総　務　部　長	輸送の安全の確保に必要な人事に関する事項を統括する
経営企画部長	輸送の安全の確保に必要な設備投資、財務に関する事項を統括する

（２）安全管理の方法

①安全に関する会議の開催

社長を委員長とする「安全対策委員会」を定期的に開催し、安全の確保に向けた社内の取り組み状況の確認と情報共有を図っています。

この会議では、事故・**インシデント**（＝鉄道事故等が発生するおそれがある事態）、輸送障害、その他トラブル等に関する情報を収集し、それらの原因究明を行うとともに、再発防止策の検討を行っています。

安全対策委員会の様子

②輸送の安全に関する内部監査の実施

安全管理体制の適合性と有効性を検証するため、2024 年 11 月に内部監査を実施しました。今回の監査で是正項目はありませんでした。

内部監査の様子

③マネジメントレビュー会議の実施

輸送の安全確保に関する施策や事故対策などの計画に対して、その結果を検証し継続的な改善を行うため、社長及び安全統括管理者が参加するマネジメントレビュー会議を実施しています。

この会議の中で、**ＰＤＣＡサイクル**（＝**Plan**：安全に係る計画の作成、**Do**：計画の実施・運用、**Check**：内部監査の実施にて確認、**Action**：計画の適切な見直し・改善）が機能しているのかを確認し、必要に応じて見直し改善を行うことで、安全管理体制の確立に努めています。

④経営トップによる職場巡視の実施

2024 年度は「秋の全国交通安全運動」及び「年末年始輸送安全総点検」の実施時に、安全を支える現業実施部門に本社事務部門も加え巡視を行いました。巡視では、社長、安全統括管理者を含めた役員が各現場の安全管理状況を確認するとともに意見交換を行い、従業員の安全に対する意識高揚を図りました。

また、安全管理体制の確立を図るため、安全点検を定期的に実施し、常務取締役、安全統括管理者、運転管理者及び技術管理者が現業実施部門への巡回等を行い、各部署の課題把握や安全意識の向上に努めています。

職場巡視の様子（本社、駅）

安全点検の様子（車両課、指令室）

4．事故等の発生状況

（1）運転事故・インシデントなど

2003 年 8 月 10 日の開業以来、運転無事故を継続しています。

2024 年度においても死傷事故などの重大事故やインシデントは発生していません。

（2）輸送障害など（30 分以上の遅延や運休）

2024 年度は車両故障 1 件、その他 1 件の合計 2 件の輸送障害がありました。

・2024 年 9 月 24 日に 15 編成 吐出弁の異常漏気が原因で非常ブレーキ不緩解が発生し、営業線を一部運休しました。

・2025 年 2 月 26 日に線路閉さ作業中の工作車（MB 1）が本線で走行不能となり、故障した工作車を車両基地へ収容のため、営業線を一部運休しました。

近年の輸送障害件数

種　別	説　明	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
運転事故	列車の衝突・脱線・火災・人身事故など	0 件	0 件	0 件	0 件
インシデント	信号違反、閉そく違反、信号冒進、工事違反など	0 件	0 件	0 件	0 件
輸送障害	運転休止、30 分以上の遅延 ※地震、暴風雨などによる施設・車両への被害を含む	1 件	1 件	9 件	2 件

＊　運転事故、災害、輸送障害、インシデントの種別は『軌道事故等報告規則』に基づくものです。

（3）無事故表彰

2003 年 8 月 10 日の開業以来運転無事故を継続しており、2024 年度においても死傷事故などに関わる重大事故は発生しておりません。

また、2009 年 10 月 10 日～2024 年 9 月 30 日まで 15 年連続 8 期の間、責任事故が皆無で運転保安業務が優秀と評価され、2024 年 10 月 29 日に「鉄道及び軌道の運転無事故沖縄総合事務局長表彰」を授与されました。

（４）行政指導等

2025 年２月、軌道法第２６条で準用する鉄道事業法第５６条第１項の規定に基づき、内閣府沖縄総合事務局及び国土交通省道路局による保安監査を受検しました。

監査結果として、軌道法運転規則第４条に基づき定められた細則、電気設備整備心得の第 7 条に規定する検査基準日において、電気設備整備基準別表４に規定する風向風速計についての較正（検定）が実施されていないことによる指摘事項１件を受けました。

本件については、内閣府沖縄総合事務局指導の下、2025 年５月に較正（検定）を実施しました。再発防止策として実施状況を確認し変更等の漏れがないよう、検査周期管理台帳の見直しを行いました。

5．安全の確保に向けた取り組み

『安全重点施策』の重点目標「運転事故ゼロを目指す」に基づき、安全確保に向けて様々な取り組みを行っています。

5－1　私たちは、安全確保を最優先に行動します

（1）3 両化車両導入に伴う安全対策の推進

①3 両化導入加速化事業に伴う設備工事

2020 年度から、3 両化車両の導入と併せて、駅舎における利用者の安全性と信頼性の更なる向上を図るため、設備等の改築を行っています。2024 年度末現在、沖縄都市モノレール曲線駅において 3 両目車両の安全確認に時間を要することから、3 両目車両のドアを映すカメラとモニタの新設工事を行いました。

2024 年 6 月 29 日、新車両基地へ入庫するための分岐器設置工事を実施いたしました。工事は、那覇空港駅から牧志駅間をバスにて代行輸送を行った上で部分運休し、当初、不測の状況を考慮して 2 日間で工事を計画しておりましたが、事前の計画と準備が功を奏し、1 日で工事を完了させることが出来ました。ご利用されたお客さまをはじめ工事に携わる関係業者、バス会社等ご協力いただき誠にありがとうございました。今後も安全確保を最優先として、混雑解消と利便性向上に努めてまいりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

既存 PC 桁撤去状況

新 PC 桁架設状況

分岐器設置工事案内板

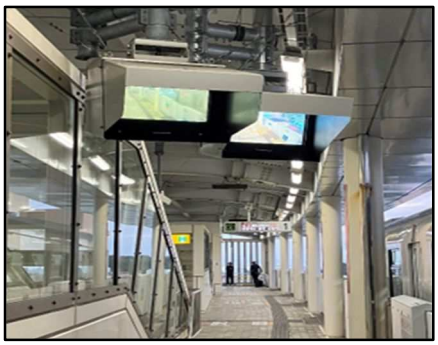

曲線駅運転士補助モニタ

② 3 両化車両の車内への安全設備の導入

2023 年 8 月より運行が開始されている 3 両化車両の車内には、より安全・快適にご利用いただけるよう、大型荷物置場や脱出シューター、車内防犯カメラを設置しています。

3 両化車両

大型荷物置場

脱出シューターの設置

車両間扉の取手改良

防犯カメラの設置

（２）安全輸送基盤の整備

①車両・設備の修繕及び予防保全の実施

車両の予防保全として「駆動装置ギア更新」「主電動機絶縁」などの更新作業を実施しました。

設備の予防保全としては、鋼軌道桁走行面補修工事などを実施しました。

各車両・設備の予防保全については、今後も計画的に実施します。

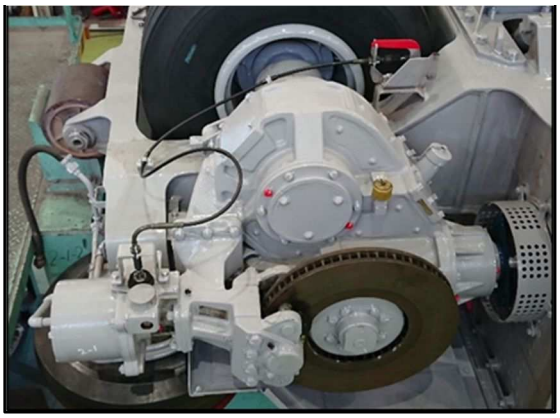

駆動装置ギア

主電動機

（３）リスク管理の充実・強化による事故の未然防止

①安全運行を支える保守点検

お客さまを安全・快適に目的地へご案内するためには、各種設備を常に万全の状態にすることが絶対条件であり、日々のメンテナンスは欠かすことができません。

車両の点検は、列車検査（10 日）、月検査（３か月）、重要部検査（４年）、全般検査（8 年）と、それぞれ法令等で定められた期間を超えない周期で実施しています。

また、軌道等の施設の点検は、すべての運行が終了した後の夜間作業にて、線路及び保安装置の点検を行っています。

車両の定期検査の様子

②ヒヤリ・ハット事例の収集と分析

全従業員から随時、**ヒヤリ・ハット事例**（＝事故には至らないものの、ヒヤリ又はハッとした事例）を収集し、分析することで対策を講じ、事故の未然防止に努め、リスク管理体制の確立を図っています。

将来的に事故につながりかねない潜在的な要因を収集・分析することで、さらに踏み込んだリスク管理を実施しています。

③異常時を想定した訓練・教育の実施

災害や事故などが発生した際には、お客さまの避難誘導及び負傷者の救出、併発事故の防止などを迅速かつ適切に行う必要があり、毎年、運転事故・自然災害・テロや犯罪など、様々な異常時を想定した対処訓練を実施しています。また、外部専門機関の研修会等に参加することで専門知識の向上及び技能の深度化を図り、より一層の安全運行に努めています。

豊見城警察署との緊急事態対処合同訓練

列車での緊急事案発生時への対応力を強化することを目的に、2024 年９月に豊見城警察署と合同で、列車内でのテロ行為（立てこもり）を想定し、旅客の避難誘導を含む初動対応及び各関係部署・対策本部の対処能力向上と緊急時の連携強化を図るため緊急時対処合同訓練を行ないました。

※訓練参加機関：豊見城警察署、内閣府沖縄総合事務局

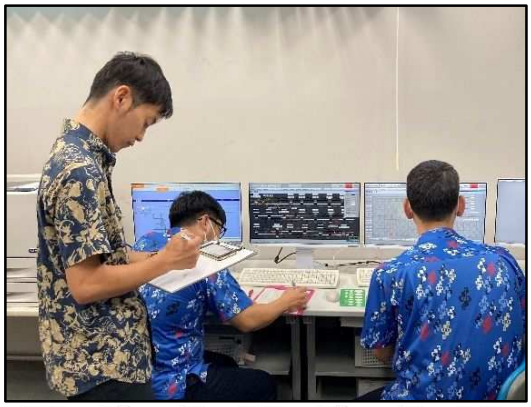

緊急地震対処訓練

2024 年 11 月、沖縄県が配信する緊急地震速報の受信に合わせて、本線では列車の徐行訓練、本社ではシェイクアウト訓練及び危機管理研修、駅では大津波警報発令を想定したお客さまの避難誘導訓練を実施しました。

本社でのシェイクアウト訓練

本社での危機管理研修

異常時総合訓練

2024 年 12 月営業終了後、本線上にて浦添消防署と合同で実働訓練を実施しました。今回は浦西トンネル内で列車火災が発生したことを想定し、当該列車からのお客さまの避難誘導方法、消防隊との救助活動について確認しました。

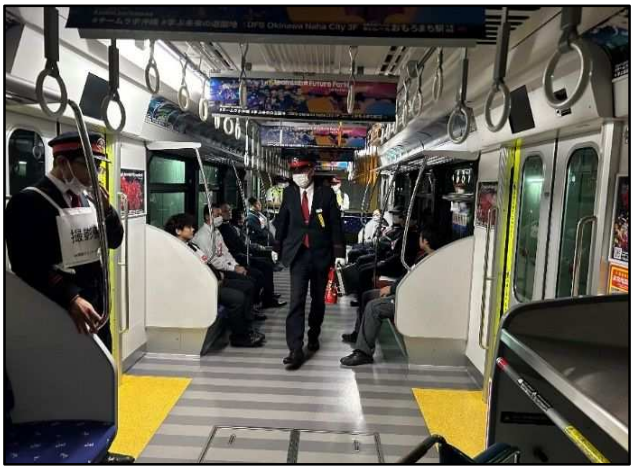

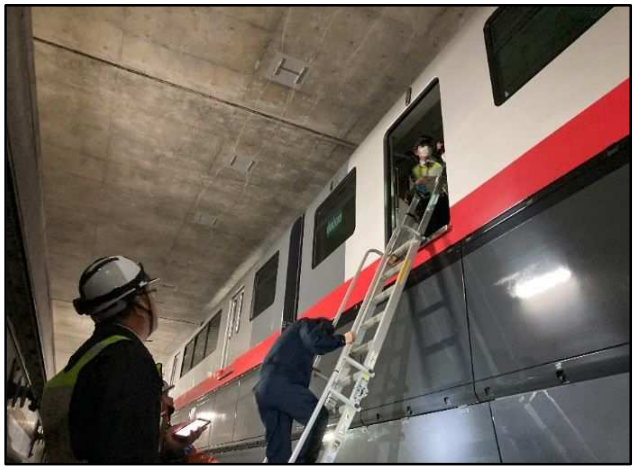

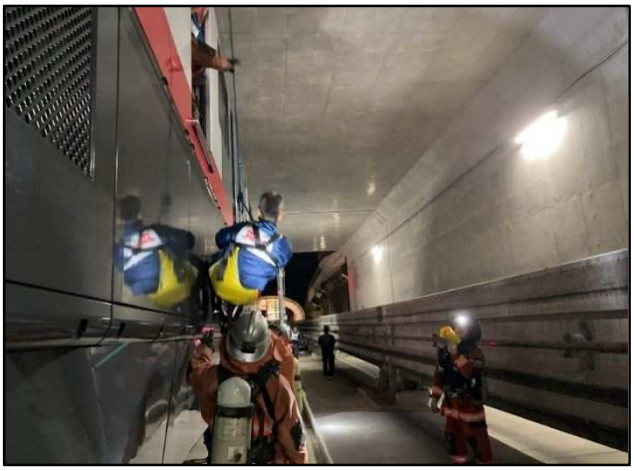

安全講話の実施

2025 年 3 月、国土交通省 近畿運輸局 鉄道部より講師をお招きして役員を含む社員全体を対象に 「他社事例から学ぶ安全の取り組みについて」というテーマで安全講話を開催しました。内容は他社の重大インシデントの原因・対策についての説明により、運転従事員の規程及び作業手順の遵守、各事業者による安全管理体制の強化、日々の教育訓練の重要性について解説して頂きました。

講話を通して、全従業員の安全意識の向上を目指し、教育・訓練を継続実施し安全文化の確立を図り、より安全なゆいレールを目指してまいります。

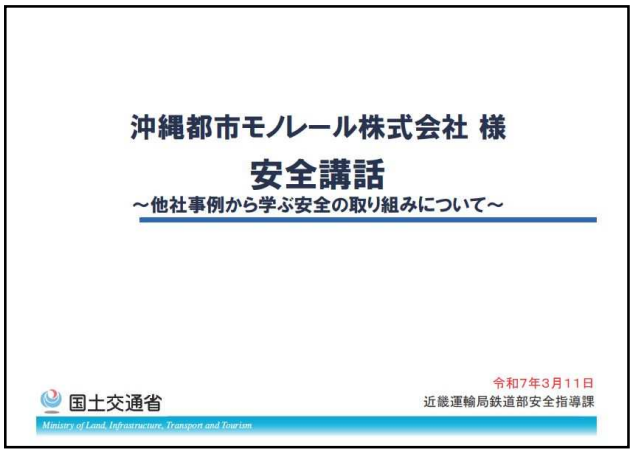

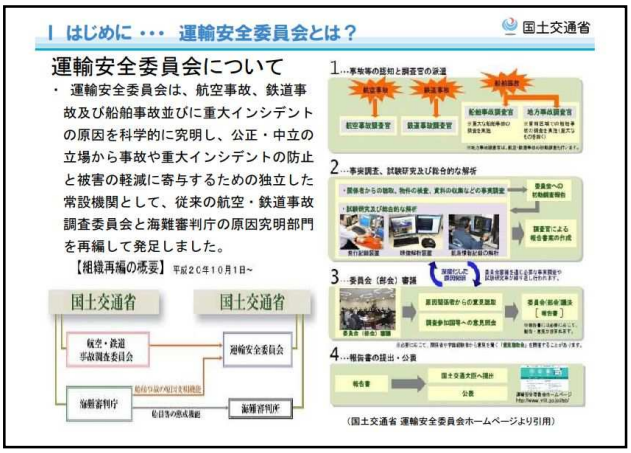

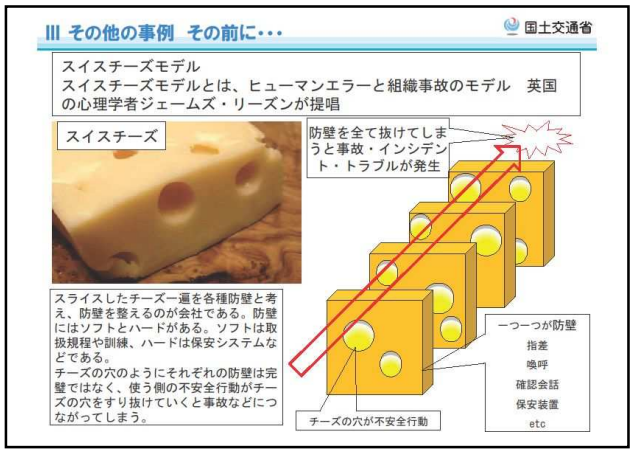

非常招集訓練

2024 年 12 月、大規模地震発災時に道路や交通機関が遮断された事態を想定し、参集場所までのルート上にある危険箇所の確認及び非常参集体制の検証を目的として、経営トップ及び従業員を徒歩等にて参集させる訓練を実施しました。

分岐器復旧訓練

施設課では、分岐器の故障を想定した復旧訓練を定期的に実施しています。

車両連結訓練

車両課では車両に不具合が発生し、自力走行ができなくなったこと想定して、健全な車両で故障車両を移動させる車両連結訓練を実施しました。

消防訓練

駅では、係員に対して定期的に消防訓練を行ない、火災発生時の初動対応を確認するとともに、消火器の取り扱いについての訓練を実施しています。

車両訓練

運転士に対し、3 両化車両に新たに導入した垂直式脱出袋（脱出シューター）の設置、使用時の案内方法等の避難誘導訓練などを実施しています。

また、見習い運転士に対しては、単独乗務開始前に、車両の故障処置訓練や異常対応訓練、可動安全柵故障処置訓練など様々な訓練を実施しています。

脱出シューター設置訓練（3 両化車両）

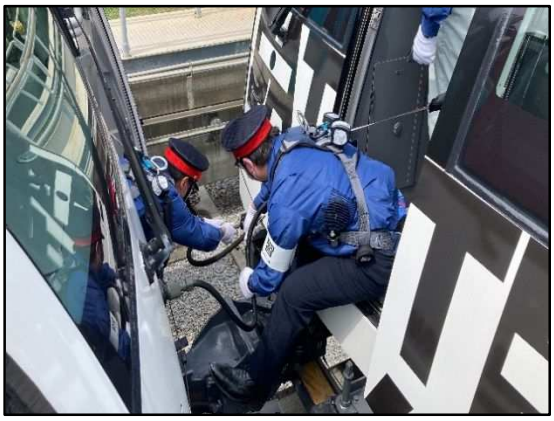
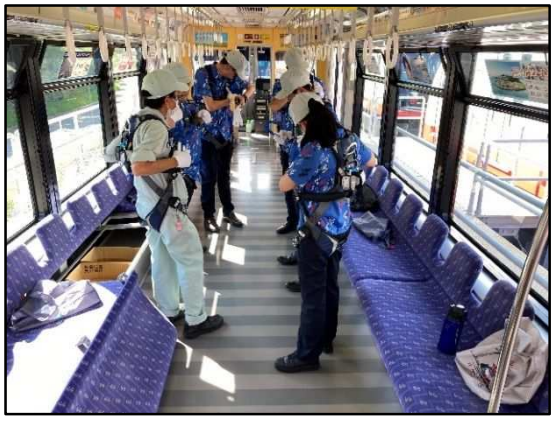

見習い運転士車庫訓練風景

ホームドア（可動安全柵）取扱い訓練

全運転士及び全駅係員を対象に、ホームドア（可動安全柵）の故障時を想定した復旧訓練を定期的に実施しています。

可動安全柵故障復旧訓練（乗務区）

運行管理に係る教育訓練

列車の運行管理を行う指令員は、輸送障害などが発生した際に早期に通常の運行ダイヤに復旧できるよう、運転整理について運行訓練シミュレーターを使用した訓練と、継電連動盤を使用した教育訓練を実施しています。異常事態に備え、冷静で適確な判断力を養い、対応力の向上を図ることで安全運行に努めています。

また、駅においても定期的に継電連動盤の取扱い訓練を実施しています。

継電連動盤取扱い訓練（指令室・駅）

確認会話訓練

コミュニケーションに起因するヒューマンエラー要因の理解とエラー要因を排除するための情報伝達方の習得を目的とした確認会話訓練を実施しました。

全部署横断的に訓練に参加することで、風通しの良い企業風土を醸成し、安全の確保につなげるよう努めています。

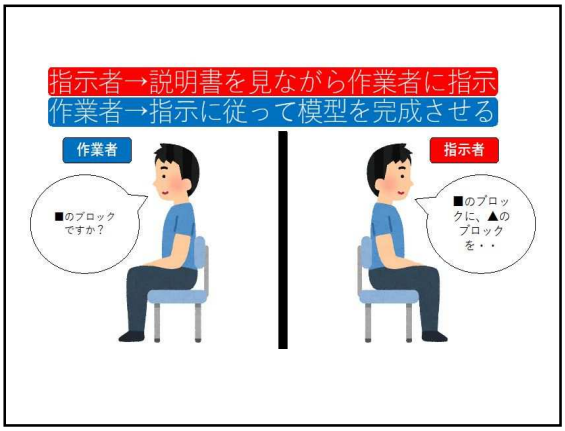

確認会話訓練の様子

回生電力貯蔵装置（TESS）

大規模停電等が発生した場合、駅間で停止した列車が最寄り駅まで運行できるよう、蓄電設備を３か所の変電所に設置しています。

この蓄電設備は、モノレール車両がブレーキを使用した際に発生する回生電力を貯蔵するものであり、エネルギーを有効に活用することができます。

この設備により、停電時でも全線への電源供給が可能であり、列車が駅間で停止したままとなる状態を回避することができます。

回生電力貯蔵装置

５－２　私たちは、法令・規則を遵守します

（１）　規程の遵守及び基本動作・基本作業の徹底

①安全意識の向上

朝礼や各部署の月例教育、会議等において『安全方針』の唱和や確認を行い、安全意識の向上を図っています。

また、『安全方針』は、各部署や各駅務室に掲出しているほか、『安全方針カード』を各従業員が携帯し、常に見返すことができるようにしています。

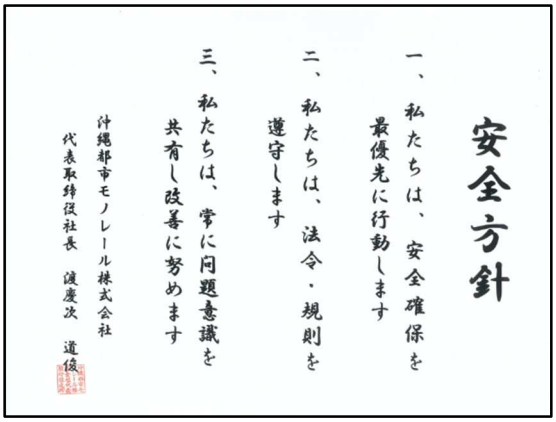

安全方針の掲出

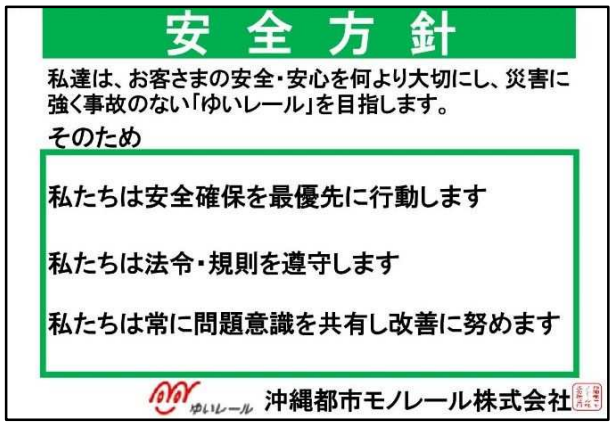

安全方針カード

②運輸安全マネジメント制度の教育

運輸安全マネジメント制度の理解に向けた取り組みとして「運輸安全マネジメント内部監査研修」及び「運輸安全マネジメントセミナー」等の受講を推進するとともに、2024 年度は「輸送の安全確保」についての教育を全社員へ実施し、安全管理体制の確立に努めています。

教育の様子

（２）協力事業者に対する安全教育・研修等の継続実施

車両や設備の点検・整備などの各種作業を行う協力会社の関係者に対し、定期的な教育や訓練・情報交換などを実施し、事故防止に努めています。

５－３　私たちは、常に問題意識を共有し改善に努めます

（１）会社幹部と現場間における情報共有の強化

①経営トップ・役員等による駅巡回の実施

社長を含む役員及び各管理職が定期的に各駅を巡回し、お客さま目線で問題点の把握に努めるとともに情報共有を行い、改善に向けた取り組みを行っています。

各駅巡視の様子

（２）安全管理体制における PDCA サイクルの強化

①安全意識調査アンケートの実施

安全最優先の企業風土を強化するため、全従業員を対象にアンケート形式の安全意識調査を毎年実施しています。

安全に関与する各項目の浸透度を数値化し把握することで、安全文化の醸成に向けた推進活動へ活用する取り組みを行っています。

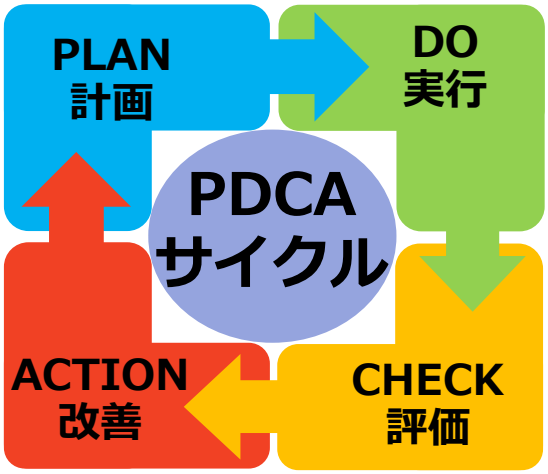

５－４　防災・テロ対策

（１）地震発生時の対策

運行に影響のある緊急地震速報を受信した場合は、速やかに最寄駅にて運転を中止します。

地震発生後の運転再開について、震度毎に次の運転規制を設けています。

○ 震度４：40ｋｍ/ｈ以下
○ 震度５弱：15ｋｍ/ｈ以下の徐行運転
○ 震度５強以上：直ちに停止

以下の点検により安全を確認してから運転を再開します。

・全線陸上巡視及び変電設備などの点検（施設課）
・列車の運転による全線の点検（施設課、乗務区）

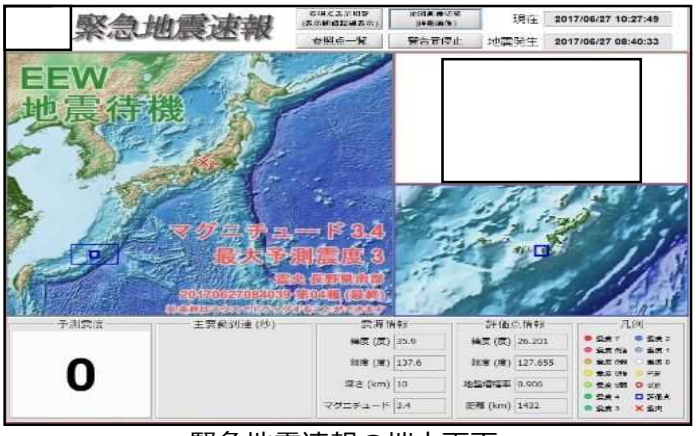

緊急地震速報の端末画面

緊急地震速報機器

（２）台風接近時及び強風時の安全について

風向風速計を設置し、指令室にて常時監視をしています。

台風接近時及び強風の際には以下の運転規制を行い、安全運行の確保に努めています。

- 最大瞬間風速 15m/ｓを超えた場合：速度を制限して運転します
- 最大瞬間風速 25m/ｓを超えた場合：運転を見合わせます

台風通過後は、運転再開に向けて再開予定の約 3 時間前より以下の手順により安全を確保したのち運転を再開しています。

- 車両の点検（車両課、乗務区）
- 駅舎設備の点検（駅、施設課）
- 試運転列車による全線の点検（施設課、乗務区）

（３）鉄道テロ対策の実施

国土交通省の指導に基づき様々な取り組みを実施しています。

関係従業員による巡回警備の強化を図るとともに、駅や列車内において、お客さまへの不審物発見時の情報提供に対する協力依頼（放送・表示）など、常時テロ行為に対する警戒及び啓発を行っています。

また、各駅のごみ箱は、万が一不審物が投入された場合でも視認しやすいよう前面パネルを透明にし、駅構内におけるテロ行為の抑止を図っています。

駅構内巡視による警戒

管理カメラによる警戒

テロ対策の主な取り組み

○ テロ警戒中の看板・ポスター掲示（英語表記による案内も追加）
○ お客さまへの不審物発見時の情報提供を依頼する放送・表示
○ 従業員による警戒の強化（死角箇所等の巡視、管理カメラによる警戒）

ゆいレールからのお願い

駅構内や車内などで不審物などを発見された場合は、
手を触れずにお近くの従業員または警察へお知らせください。

5－5　安全な設備の整備

（1）バリアフリー設備の整備

弊社は、どなたにも安全かつ快適にご利用いただけるよう、施設や車両にバリアフリー設備を整備しています。

駅舎のバリアフリー設備

どなたにも安心してご利用いただけるよう、音声誘導装置及び転落防止のためのホームドア（可動安全柵）を設置しているほか、ホーム乗降口には固定スロープ等を設置しています。

固定スロープと列車の間に隙間や段差がある場合がございます。介助が必要な場合は、渡り板使用にて対応いたしますので、駅係員へお知らせください。

ホームドア

オストメイト対応トイレ

係員による固定スロープ対応

係員による渡り板対応

固定スロープ

車内のバリアフリー設備

全車両に目の不自由なお客さまにドアの開閉方向をお知らせする「ドア開閉チャイム」を装備し、一部の車両から耳の不自由なお客さまにドアの開閉方向をお知らせする「ドア開閉表示灯」や、出入口であることを示す「開口部識別色」、座席をご利用しやすくし、立ってご乗車するお客さまが掴めるように「スタンションポール」を導入しています。

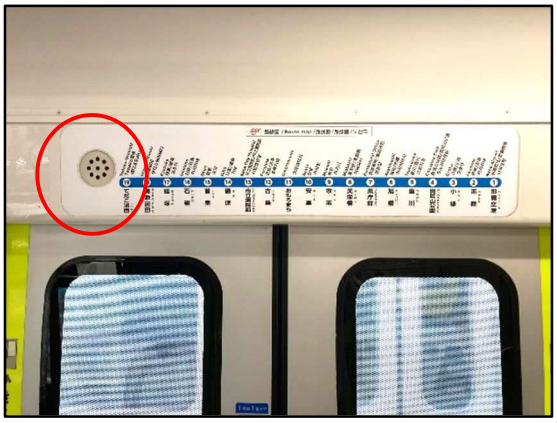

ドア開閉チャイム

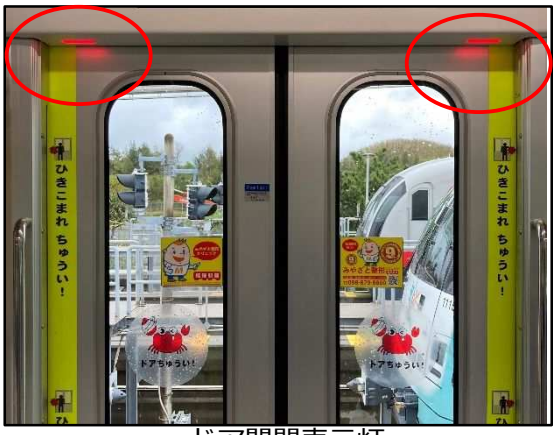

ドア開閉表示灯

開口部識別色

スタンションポール

（２）防災情報・運行情報ステッカー

車両内に防災情報・運行情報提供用のステッカーを貼付しています。QR コードを読み取ると「携帯用沖縄防災情報ポータル　ハイサイ！防災で～びる」「ゆいレール公式ホームページ」（ともに多言語対応）にそれぞれ接続します。

お客さまが各駅の地理的特性を把握し、災害発生時に避難対策の目安になるよう、沖縄県が策定した「海抜表示などに係るガイドライン」に基づき、各駅の改札口に海抜表示を掲示しています。また、海抜の低い地域の 10 駅（那覇空港～安里）は、一時避難施設として那覇市と協定を締結しています。

5－6　その他の安全対策

（1）アルコールチェック

運転士は、乗務前後の各点呼時、アルコール検知器による呼気中アルコール濃度の測定を実施しています。

測定結果は、管理監督者により健康状態と併せて確認、管理を行っています。

測定の様子

検知器は PC と連動し測定結果を管理

（2）睡眠時無呼吸症候群（SAS　：Sleep Apnea Syndrome）の対策

睡眠時無呼吸症候群（＝SAS）とは、睡眠中に呼吸停止または低呼吸になる疾患で、主な症状としては、日中の強い眠気や集中力の低下などがあります。そのような症状による事故やトラブルを未然に防止するため、運転士は簡易型検査装置による SAS のスクリーニング検査を定期的に実施しています。SAS の疑いがあれば医療機関にて精密検査を受診し、治療が必要と診断された場合は医師による治療を行います。

（3）AED 取扱いの習熟とサービス介助士資格取得の推進

全駅に設置している AED の取扱いの習熟訓練を実施しました。また、お客さま一人ひとりのニーズに応じたおもてなしの実践と従業員の安全意識向上に向けた取り組みとして、駅係員のサービス介助士資格取得を推進しており、全駅係員の取得を目指しています。

AED 教習の様子

（４）痴漢は犯罪です

痴漢や盗撮をはじめとした行為やつきまといなどの迷惑行為は犯罪です。

このような行為を受けた、目撃したお客さまは、駅係員へご連絡ください。

「ゆいレールは迷惑行為を許しません！」

（５）こども 110 番の駅

「こども 110 番の駅」では、ステッカーを見て、助けを求め逃げ込んで来たこどもを保護し、110 番通報を行うなどの対応をいたします。

また、犯罪発生時のみだけでなく日頃から安全への配慮を心がけ、安全・安心な地域づくりに貢献するとともに、こどもにとって親しみやすい駅づくりを目指します。

（６）緊急時支援活動

従業員が駅構内やモノレール車内で事故・災害等に遭遇した際、早急に救援活動を行うことができる態勢を整えるため、全従業員が「緊急時支援活動用ワッペン」を携帯しています。

緊急時に支援活動を行う際は、従業員であることを明示できるよう、当ワッペンを胸元に貼付します。

緊急時支援活動用ワッペン

（７）啓発活動について

毎年４月上旬に、「マナーアップキャンペーン」を各駅にて実施し、乗車マナーの向上と事故等の防止についての啓発活動に取り組んでいます。

また、駅構内での案内表示やスポット放送、各種マナー啓発ポスターの掲出なども併せて行い、乗車マナー向上の推進を図っています。

6．ゆいレールからのお願い

安全にゆいレールをご利用いただくために、ご協力をお願いいたします。

6－1　お客さまへのお願い

（1）エスカレーターご利用時の注意

エスカレーターをご利用になる際は、サンダルなどが巻き込まれないよう、黄色の線の内側にお乗りください。また、バランスを崩し転倒するなど、思わぬケガに繋がる恐れもありますので、手すりにおつかまりください。キャリーバックをお持ちの方は、キャリーバックが滑り落ちることが無いようご注意いただくか、エレベータをご利用いただきますようご協力をお願いします。

（2）かけ込み乗車はご遠慮ください

発車間際のかけ込み乗車は、転倒やドアに挟まれるなど、事故やケガにつながり大変危険です。列車の遅れの原因にもつながり、他のお客さまのご迷惑にもなりますので、ドアが閉まり始めたときは無理をなさらず、次の列車をお待ちになるなど、余裕をもったご乗車をお願いいたします。

発車時刻＝列車が動き出す時刻です

駅などで表示している時刻は、発車時刻（列車が動き出す時刻）です。

ドアが閉まるタイミングは発車時刻より前になりますので、余裕をもったご乗車をお願いいたします。

「発車時刻」とは、
列車が動き出す時刻です。

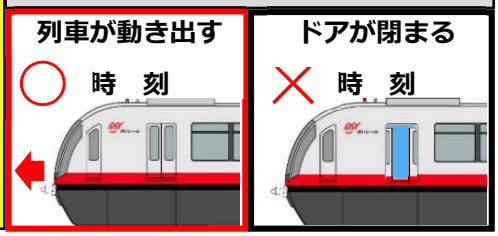

（3）列車内で異常を発見した場合

列車内での非常事態（急病人が発生した場合や不審物、危険な行為を発見した場合）には、従業員に直接お声かけいただくか、各車両内の連結部に設置してある「非常通報装置」で運転士までお知らせくださるようお願いいたします。ボタンを押すと運転士と通話することができます。

また、火災発生時には、ご自身の安全を確保した上で、車内に備え付けている消火器を利用した初期消火にご協力ください。

車内非常通報装置

車内非常設備の設置箇所を表示

（４）ご乗車後のお手荷物について

リュックなどのお手荷物を背負っている場合、ご乗車になりましたら、周囲のお客さまのため、体の前でかかえるか、網棚や荷物置き場をご利用ください。

（５）ホームでお待ちになるときは

全駅にホームドア（可動安全柵）が設置されていますが、ホームドアへ寄りかかる、物を置く・立てかけるなどの行為は、列車との接触など思わぬ事故につながり大変危険ですので、おやめください。

（６）「ながら歩行」はご遠慮ください

スマートフォンや携帯ゲーム機などの画面を見ながらの歩行は、周囲のお客さまとぶつかるなどのトラブルの他、思わぬけがにつながるおそれがありますのでご遠慮ください。

（７）ホームと列車の間に段差がある場所があります

列車とホームの間には段差がある場所があります。お子さま連れのお客さまは、手を繋いで乗り降りくださるようお願いいたします。

また、車椅子やベビーカーなどご利用のお客さまで介助が必要な場合は駅係員にお声がけください。

（８）ホーム下は非常に危険です

ホーム下に落とし物をされた場合は駅務員へお申し出ください。

なお、ホーム下の落下物は、触車事故・感電事故防止のため、営業時間中にお取りすることができません。お手回り品には、十分お気をつけください。

（９）列車妨害行為の禁止

　列車へ「物を投げる」、線路へ「障害物を放置する」といった行為は『列車往来危険罪』『器物破損罪』などの犯罪です。このような行為を発見されたときは、従業員までお知らせください。また、列車内に危険物を持ち込まないよう、ご理解、ご協力をお願いします。

（１０）列車内への危険物持込みの禁止

　車内への持込品に対して規制する制度を設けております。
「可燃物」「毒物」「高圧ガス」「農薬」「火薬類」「梱包されていない刃物類」などは、列車内に持ち込まないよう、ご理解、ご協力をお願いします。（一部適用除外があります）

（１１）カスタマーハラスメント対応指針の制定

　当社では社内外のすべての人々の人権を尊重するため、カスタマーハラスメント対応指針を制定いたしました。カスタマーハラスメントを撲滅し、全ての人々が暮らしやすい社会づくりにご協力をお願いします。
　カスタマーハラスメント対応指針についてはHPからご確認ください。

6－2　沿線で工事を行う皆さまへのお願い

【近接工事の規制区域】

下図に示す範囲は近接工事の規制区域を示しています。沿線で工事を行うには、近接工事の規制区域外であっても事前の協議を行うようお願いいたします。

また、近接工事の規制区域外であっても、クレーンなどの転倒軌跡が建築限界を侵すおそれがある場合や、事情により運行に影響を与えるおそれのある場合は近接工事扱いとなります。

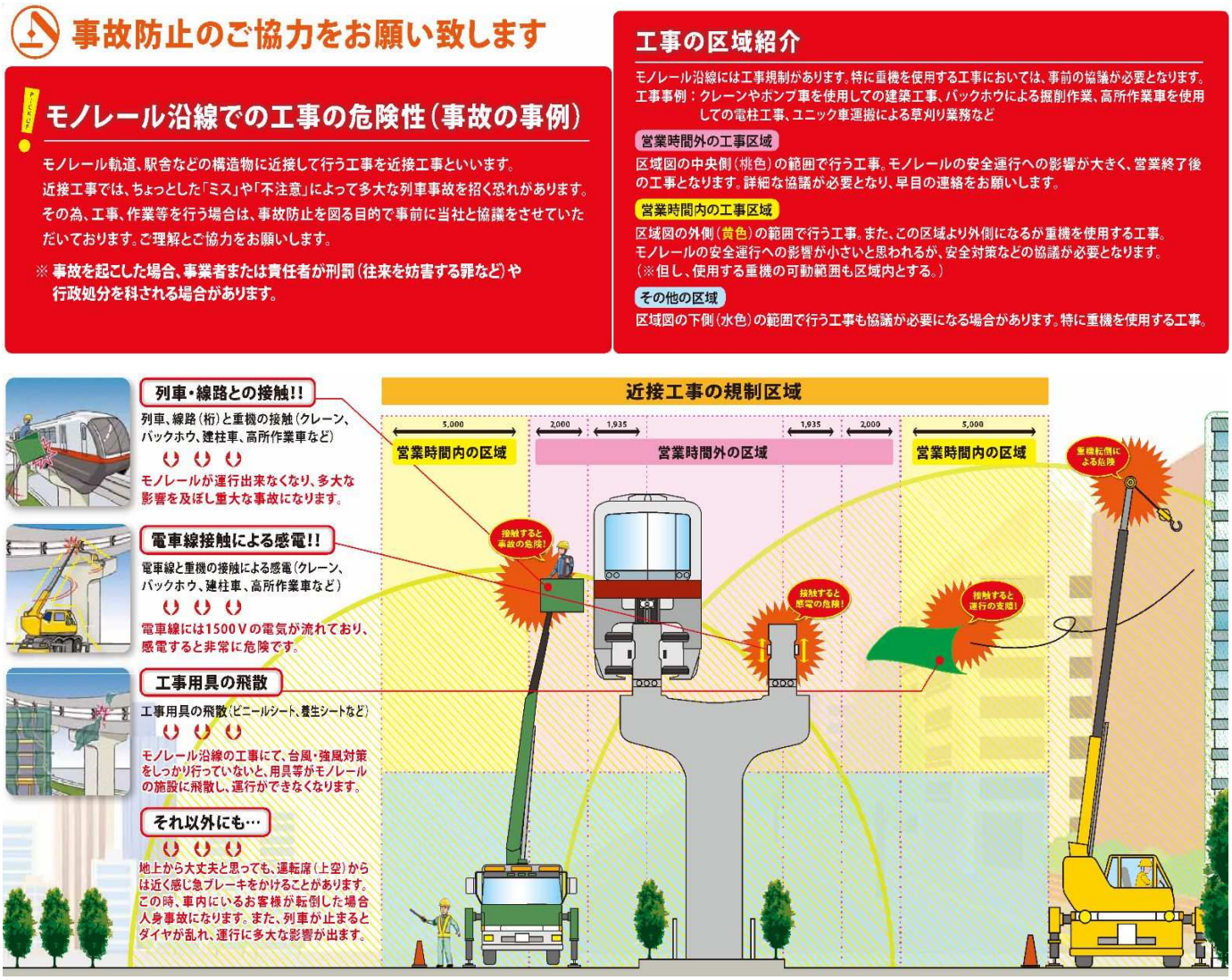

連絡先：沖縄都市モノレール株式会社　技術部　施設課

098-859-2738

098-859-2977

090-7585-1001（携帯）

7．お問い合わせ先

弊社の安全への取り組みや本報告書に関するご意見・ご要望などがございましたら、下記までお寄せくださいますようお願いいたします。

【沖縄都市モノレールに関するお問い合わせ】

☆広報・報道関係窓口　総務部 総務課

ＴＥＬ　098－859－2630（平日　8：30～17：00）

ＦＡＸ　098－859－2941（24 時間）

ＨＰ　https://www.yui-rail.co.jp

e-mail　yui-rail@ yui-rail.co.jp

弊社公式ホームページ